

令和7年度

綾川町帯状疱疹ワクチン接種費用助成制度について

任意接種

帯状疱疹予防接種について任意接種を希望する方に、予防接種費用の一部を助成します。

費用の助成を受けられるのは、2種類のワクチンのどちらか一方を、生涯に一度限りです。定期接種開始に伴い、令和7年4月1日から助成対象者を①のように変更します。

- ①助成対象者・・・接種日及び交付申請日時時点で綾川町に住民票を有する、**50歳以上、年度年齢65歳未満の方が助成対象**です。
ただし、経過措置として**令和7年度の1年間に限り**定期接種対象年齢ではない**65歳以上の方も助成対象**とします。
- ②助成額・・・「ビケン」生ワクチン4,000円/回(1回)
「シングリックス」組換えワクチン10,000円/回(2回まで)
- ③申請方法・・・医療機関で接種を受け、接種費用を全額支払った後に申請してください。
- ④申請に必要なもの
 - ・予診票の写し (接種する前から医療機関に交付の依頼をしておいてください)
 - ・領収書(予防接種名、被接種者名、接種費用の記載)
 - ・振込先のわかるもの(被接種者名義の通帳やキャッシュカード)
 - ・被接種者の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード、申請者と被接種者が異なる場合には双方のもの)
- ⑤申請先・・・綾川町国保総合保健施設えがお
(綾川町陶 1720-1 ☎087-876-2525)
- ⑥申請期間・・・接種日から1年以内

【お問合せ】綾川町健康福祉課（えがお） ☎087-876-2525